

ID: 221

担当部署: 地域整備課

処分の概要	住宅の明渡請求		
例規名 根拠条項	大河原町営住宅条例 第43条		
例規番号	平成9年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第43条の規定による。</p> <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第43条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該町営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為によって入居したとき。</p> <p>(2) 家賃を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 当該町営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。</p> <p>(4) 正当な事由によらないで15日以上町営住宅を使用しないとき。</p> <p>(5) 第12条、第13条及び第24条から第29条までの規定に違反したとき。</p> <p>(6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。</p> <p>(7) 町営住宅の借上げの期間が満了するとき。</p> <p>2 前項の規定により町営住宅の明渡し請求を受けた入居者は、速やかに当該町営住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払いを受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金額を、請求の日の翌日から当該明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 町長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行うまでの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>5 町長は、町営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 町長は、町営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該町営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日